

原議保存期間	10年(平成39年3月31日まで)
有効期間	一種(平成39年3月31日まで)

各管区警察局長  
各管区警察局長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長  
各方面本部長

警察庁丁運発第144号  
平成28年9月30日  
警察庁交通局運転免許課長

### 臨時適性検査等における専門医等の基準について

道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)により、同法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第102条第1項から第4項までの規定による臨時適性検査については、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成28年内閣府令第49号)による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第29条の3第2項の規定により、専門的な知識を有する医師(以下「専門医」という。)と公安委員会が認める医師の診断により行うこととされており、法第102条第1項から第3項までの規定による診断書の提出命令(以下「診断書提出命令」という。)については、府令第29条の3第3項の規定により、認知症に関する専門医又は診断書提出命令を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師(以下「主治医」という。)が作成した診断書を提出することにより行うこととされている。また、法第102条第4項の規定による臨時適性検査については、法第102条第7項ただし書及び府令第29条の3第5項により、主治医(認知症に該当することとなったと疑う理由があるとして臨時適性検査の通知を受けた者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医)が作成した診断書を提出した場合は、臨時適性検査を受ける必要がないこととされている。

については、専門医の基準及び主治医の基準を、それぞれ別紙1及び別紙2のとおりとし、平成29年3月12日から運用することとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

また、法第90条第8項又は法第103条第6項の規定による適性検査に係る専門医(府令第18条の4第1項又は府令第29条の5第1項)及びこれらの規定による診断書の提出命令に係る主治医(認知症に該当して免許を保留又は停止された者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医)(府令第18条の4第2項又は府令第29条の5第2項)の基準についても別紙1及び別紙2のとおりとする。

なお、「臨時適性検査等における専門医等の基準について」(平成25年3月21日付け警察庁丁運発第29号)は、平成29年3月12日をもって廃止する。

## 病 気 等 ご と の 専 門 医 の 基 準

病 気 等		当 該 病 気 等 の 専 門 医
統合失調症 そううつ病 その他精神障害		精神保健指定医
てんかん		日本てんかん学会専門医又は日本てんかん学会の認める医師
再発性の失神	神経起因性失神	内科医のうち当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる医師
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	植込み型除細動器を植え込んでいる者に対する適性検査については、上記資格に加え、日本不整脈心電学会の主催する I C D 研修履修者であることが必要。
無自覚性の低血糖症	薬剤性低血糖症	日本糖尿病学会専門医
	その他の低血糖症	日本内分泌学会専門医又は日本糖尿病学会専門医
重度の眠気症状を呈する睡眠障害		日本睡眠学会が当該病気についての専門的知識及び経験を有すると認める医師又はこれに準ずる医師
認知症		認知症疾患医療センター、日本老年精神医学会、日本認知症学会等の専門医
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医
アルコール等の中毒者		精神保健指定医
身体障害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病気	神経内科専門医
	その他	整形外科医

## 病 気 等 ご と の 主 治 医 の 基 準

病 気		当 該 病 気 の 主 治 医
統合失調症 そううつ病 その他精神障害		精神科、神経科の医師である主治医（継続的に診察している医師）
てんかん		主治医（継続的に診察している医師）
再発性の失神	神経起因性失神	当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医である主治医（継続的に診察している医師）
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	日本不整脈心電学会の主催するICD研修履修者である主治医（継続的に診察している医師）
無自覚性の低血糖症	薬剤性低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
	その他の低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
重度の眠気の症状を呈する睡眠障害		主治医（継続的に診察している医師）
認知症		主治医（継続的に診察している医師）
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
アルコール等の中毒者		当該中毒の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
身体障害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医である主治医（継続的に診察している医師）
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病気	神経内科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
	その他	整形外科医である主治医（継続的に診察している医師）